



豊前総合法律事務所

News Letter

2024年
7-8月合併号
VOL.10

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 ◆プライベートのひとこま ～紀伊半島の旅～
- P2 ◆台風は大丈夫でしたか？ ～自然災害と法律問題～
◆経営・実務に役立つおすすめ書籍紹介
- P3 ◆法改正情報
～「人への投資」を趣旨とする助成金が創設されます！～
◆最新判例情報 ～滋賀県社会福祉協議会事件～
- P4 ◆ペット保険について
- P5 ◆セミナー情報
- P6 ◆勉強会情報
◆SNSで発信しています！ぜひご覧ください！

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。
すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま ～紀伊半島の旅～

夏季休業期間を利用し、和歌山県は南紀白浜エリアと、**伊勢神宮**参拝に行っていました。普段はなかなか足が伸ばせない場所ですが、お休みを頂けたことで、念願を叶えることができました。誠にありがとうございます。

新門司港からフェリーで移動し、大阪府の泉大津港に着いてから、車で移動しました。和歌山県にある**アドベンチャーワールド**は、1978年に開園したテーマパークです。驚くことに、**遊園地・動物園・水族館**を兼ね備えており、面積は800,000㎡もあります。**パンダ**が有名で、息子が喜んでぬいぐるみを買っていたのも印象的でした。

それぞれの展示やアトラクションの面白さも素晴らしかったのですが、驚いたのがアトラクションの案内看板など、**随所に現れるゲストへの配慮**でした。

アトラクションの案内看板と言えば、身長や年齢・持病等による制限が書いてあることが多いという印象です。しかし、アドベンチャーワールドの案内看板には、「緊急時に地上6mで停止することがあります」「避難誘導はスタッフが口頭で行います」といった細かいことが書かれていました。

そして送風機のみしか設置していないから、と、観覧車に乗るゲストにネックリング（冷たいチューブを首に巻くもの）と団扇を貸し出し、降車後にはアイスキャンディのプレゼントまでありました。

こまでする**プロ意識**と、**ゲスト目線**で困りごと・心配ごとに気が付く細やかさに感動しました。そして自分は感動していただける仕事をしているのだろうか、と改めて振り返るひとときになりました。

そしていよいよ、念願の伊勢神宮参拝。言わずと知れた、二千年の歴史を持つ日本の神社の中心となるお宮です。

参道を歩きながら、自分が今生きていること・生かされていることについて、考えておりました。一口に長い歴史がある、と言っても、ひとりひとりの人の心と手によって支えられ続けてきたのだと思います。たった一日を過ごすだけでも、一人の力ではできません。弊所も、たくさんの方々の心によって支えて頂いているのだと、改めて感じました。

日々、色々なことがあります。それでも**感謝**の心を忘れず、目の前のことに真摯に取り組む。今の自分には、それができているだろうか。しっかりしなさい、と言われた気分でした。



台風は大丈夫でしたか？ ～自然災害と法律問題～

8月29日～30日、大変な台風でしたね。みなさま大丈夫だったでしょうか。

実は、私は弁護士なりたての頃、福岡県弁護士会の災害対策委員会の委員であり、当時（今も？）毎年のように何らかの自然災害が起きていましたので、合宿等も行い勉強させていただいておりました。この機に、あるあるの問題について、2つご紹介いたします。

今回のような台風では、たとえば、**何か物が飛んで行って、誰かに怪我をさせてしまったり、物を壊してしまったりというトラブル**が散見されます。**古くなった看板**が飛んで行って、大きな損壊が生じたことなどもありました。「自然災害のせいで、避けられないではないか」と思うかもしれませんが、法的責任の検討はそれほど単純ではなく、きちんと管理ができていたのか、やるべきこと（対策）をやっていたのか、対象物に欠陥と言えるような問題はなかったかなど、さまざまな検討がなされるものであり、「台風だからしょうがない」だけで済むわけではないことに注意が必要です。自然災害では、**被害者になってしまうかもしれないから予防する**、という観点とともに、**自分が加害者にならないように対策する**、ということにも意識を向ける必要があると思います。

実際にトラブルがあれば、法的責任があるかどうか、どこまで責任を問えるか（金額）、保険は使えるか、使えるとしたら保険会社との折衝をどうするか、などなど、さまざまな検討事項があります。交通事故と違い示談代行制度がないため、**保険会社の担当者が交渉できず、弁護士が代理人として活動するケースもそれなりに高いのかな**と思っています。

ほかにも、いわゆる「**ドアパンチ**」の問題などもあるあるです。車のドアをあけたら、強い風で思いのほか勢いよくドアが開いてしまい、そのドアが隣の車に激突して、隣の車に傷を付けることを「ドアパンチ」と言います。故意でなく過失であっても、損害賠償の対象になります。風の影響があったとしても、必要な注意を尽くしていなかったとされることがほとんどではないでしょうか。賠償上、**樹脂部分**は部品取替による対応が通常であり、部品が高額な車を傷つけてしまったら、傷の大きさにかかわらず、意外と損害賠償金が大きくなることもあります。ドア外装は**板金修理**をすることが多いでしょうが、塗装の際、「経年劣化している他の部分」と「新しく塗装をする接触部」において不自然な差異が生じないよう、**塗装範囲**を広げざるを得ないこともあり、そうすると**塗装費用**がかさむため、これらの争いが生じることもあります。

走行中の事故でなくとも、争いが大きくなることはございます。風が強いときのドアの開閉には、十分にご注意ください。

経営・実務に役立つおすすめ書籍紹介

中山てつや著「人事の本質」（幻冬舎）

人事の本質とは、上に行けば行くほど、その上と合う合わない、つまり**ほとんど好き嫌い**。そんな評価をする組織の論理にいつまでも振り回され続けてはいけません。

そんな「組織を生き抜く」ために何ができるのか。ちょっとした誉め言葉で状況が一変する場合もある。不本意な評価が続くときも、少しだけ気持ちや考え方を变えるだけで、落ち込まずに仕事を続けることができる場合もある。最終的には、どうしても合わない上司も、「人事異動を待つ」という手段だってある。ただ、あまりに理不尽な評価や減給、降格などが続くとストレスになる。昨今ではハラスメントが顕在化する様にもなった。日本の転職理由は「上司や職場における人間関係」が多く、今いる組織や会社で最善を尽くした後に行う「転職」は、場を変える「究極の手段」になるとも言える。

誰もいつかは組織と別れを告げる時が必ずやってくる。ライフキャリアプラン、**ゴールデンステージ**（自ら構築したライフキャリアプランの目標到達点）を考え、たった1度の人生、悔いのないよう生きていこう。

…著書の主張をものすごく簡単にまとめるとこんな感じでしょうか。

自身の実体験を踏まえ、「人事とは何か」という古くて新しい、みなに関心事であるテーマについて、多面的に考えていく本です。非常に読みやすく、淡々としていながらも、一気に読み進めることができるつくりになっていると思います。

経営者は、「好き嫌い」ではなく、フェアな人事を考えたいと思っていますが、一方で、判断者が人である以上、著者の言うように、本質は「好き嫌い」なんだということは1度受け入れていなければならないのかもしれませんが。その上で、本質的にはそのようなものなかで、いかに制度を機能させるのかという発想が必要なのもかもしれませんね。

内容的には「人事の本質は好き嫌い」など身もふたもない話から始まって、驚きを隠せない内容になっているものの、だからこそたくさんの気づきを得られる良書なのではないかと思いました。ぜひ1度お読みになってみて下さい。



鈴木博毅著「『超』入門 失敗の本質 日本軍と現代日本に共通する23の組織的ジレンマ」



ビジネス書のなかでも名著と言われている「失敗の本質」。気になっている方も多いのではないのでしょうか。しかし、一方で、とっつきづらいという声も。本書は、「名著『失敗の本質』を現代日本の問題と重ね合わせて23のポイント、7つの視点からダイジェストで読む。」ことを狙いとした、多忙なビジネスパーソン向けの、入門書です。入門書といっても、本書だけでも内容には深みがあり、日本人の特性や組織論を考える上でおおいに示唆に富む内容となっています。

本書では、「失敗の本質から学ぶ7つの敗因」として、「戦略性」「思考法」「イノベーション」「型の伝承」「組織運営」「リーダーシップ」「メンタリティ」を上げています。特に、前半では、**戦略＝目標達成につながる勝利を選ぶこと＝勝利につながる「指標」をいかに選ぶか**、という話が展開されていて、興味深いです。たとえば、コンピュータについて例を挙げてみると、技術を誇る多くの日本企業は、MPUの「処理速度」を指標にしましたが、インテルは「活用しやすさ」を指標にして、シェア争いに勝利しました。やみくもな努力ではなく、何を指標にするのが極めて重要であることを示す好例と言えるでしょう。

ドイツ元大統領ワイツゼッカーは、1985年、ドイツ連邦会議の演説において、「過去に目を閉ざす者は、結局のところ、現在にも盲目になる」と述べたと言います。

また、ドイツの政治家ビスマルクは、「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」と述べたと言います。

歴史から学び、あなたのビジネスに活かしてみませんか。価値ある一冊になると思います。

法改正情報 ～「人への投資」を趣旨とする助成金が創設されます！～

2024年の雇用保険法改正は、さまざまな内容を含んでいますが、趣旨のひとつに、労働者の学び直しの支援（「人への投資」）強化というものがあります。素晴らしいですね！そのなかの目玉のひとつとして、**教育訓練休暇給付金**が創設されます。

現行法では、労働者が、教育訓練に専念するために、自発的に休職などして仕事から離れる場合、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがありません。

今回の改正では、労働者の主体的な能力開発（**リ・スキリング**）をより一層支援することに着目しています。離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念するための制度です。被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、**教育訓練休暇給付金**が支給されます。これは、基本手当（失業保険）に相当する額の給付として、賃金の一定割合を支給するものです。

無給の休職（休暇）制度であっても、教育訓練休暇給付金が支給されることになるため、生活の基盤を崩さずに、教育訓練に励むことができることが期待されます。

労働者のリ・スキリング促進のための制度設計が容易になるでしょう。

施行は、2025年10月1日からとのことです。

最新判例情報 ～滋賀県社会福祉協議会事件～

最高裁令和6年4月26日第二小法廷判決（滋賀県社会福祉協議会事件）をご紹介します。簡単に言えば「**職種を限定する合意をして雇った場合、合意があるのだから、その従業員の同意なく異動させることはできない。**」という判断をした判例です。

これだけ聞けば、当たり前のように聞こえるかもしれませんが。ロジックとしては、同意なく契約の変更はいけませんよ、という当たり前の判断をしたようにも見えます。

しかし、問題はそれほど簡単ではありません。実際、裁判例では、職種限定合意があっても、例外的に異動命令を出せるとしたものがあります。

たとえば、最高裁の事案では、会社が福祉用具の改造・製作をやめたことにより、対象の従業員の処遇を考えなければ

ならなかったのですが、そもそも合意していた仕事がなくなってしまったわけですので、労働契約の解消（整理解雇）となってしまうかねないのです。第一審・二審は、従業員の解雇を回避するために行ったものであり、異動命令は有効とされています。

つまり、この問題は、職種限定合意していた仕事を撤退した際などに、「職種限定合意を尊重（自己決定権の尊重）して整理解雇となることもやむなしとするか」「それとも職種限定合意があっても雇用維持を優先して雇用維持のための異動命令を例外的に有効と認めるか」という問題なのです。ロジックは「職種限定合意がある→同意なく契約の変更はできない→職種限定合意があるのに一方的に異動するのはNG」というだけのように思われますが、実は、日本の労働法制の根幹にもかかわる価値判断の問題でもあるのです。

日本の労働法制は、根強い年功序列・終身雇用制度を背景として、異常に厳しい解雇規制に象徴されるように、「何とかして雇用を維持させよう」という発想が強かった。第一審・二審はこの伝統的な日本の発想が強かったのではないかと思います。

しかし、最高裁は、これと異なる判断をしました。そこには、最高裁なりのメッセージがあるのかもしれませんが、働き方が変革されている。これからを見据えて、働き方の明確なルールを定めるのも裁判所の役割だ。ジョブ型雇用時代（注：ジョブ型雇用＝採用の際にスキルを重視し、仕事内容や勤務地、ポジションが募集の段階ですでに決まっている雇用形態。専門性を持った人材が求められる。）を見据えて、職種限定合意がある場合のルールを定めよう。…そんな思惑があったのではないかと思います。

裁判所は、個別の紛争を解決するのが役割です。一方で、特に最高裁判所は、一定のルールを創造する役割もあります。裁判所が発するメッセージ、創造するルールについて、みなさまにきちんとお伝えすることも、われわれ専門家の大事な役割です。このニュースレターが、その一助となれば幸いです。



ペット保険について

みなさまのお宅にペットはおられますか。ペットは大切な家族ですよね。だからこそ、ペットの存在が日々の活力に繋がったり、逆に心配事になったりするものです。

ペットも人と同じように年を重ね、病気やけがをすることがあります。ある調査によると、犬の生涯平均治療費は60～100万円にものぼるそうです。

当然、人間の医療保険は使えませんので、ペット保険がメジャーになっているようです。インターネットで検索するだけでも、たくさんサービスの目につきます。

基本的には、ペットにかかる医療費の負担額を抑える目的が大きいかもしれません。比較サイトでも、「通院」「入院」「手術」の3項目で、主に比較されているようです。

ここで、法律事務所として気になるのは、ペットに関するトラブルです。愛する家族がトラブルを起こすことは考えたくありませんが、可能性としてはゼロではないことは、ご理解いただけたと思います。そこで、「ペット賠償責任特約」が付帯できる保険もあります。

個人的な話になりますが、小学生の時、友人の家で飼っていた犬が突然近所の方に噛みついてしまったそうです。その友人が非常に心を痛めていたことが、子どもながらに印象的で、今でもありありと表情を思い出せます。いつも愛犬をとて可愛がっていたことを知っているだけに、どう言葉をかけてよいのか、分かりませんでした。

ペットは、法律上の取り扱い（特に言葉遣い）が、飼い主様のお気持ちとかなり離れていることが有名です。ペットは民法上「物」扱いをされており、この説明をすると、非常に違和感を覚える方もおられるようです。弊所も、飼い主様のお気持ちに寄り添えるよう、配慮してまいります。



セミナー情報

令和6年9月11日

「会社のことがよくわかる！いまさら聞けない会社法・労働法の紐解き・活用セミナー」
@新博多町交流センター2Fホール

勤労者福祉機関・オーサービス（大分県中津市）主催の企業様向けセミナーに登壇します。オーサービス会員でないと受講できないものになりますが、入会金400円、会費月々600円でさまざまな割引券、助成・給付などの特典が受けられてとってもお得です。ぜひみなさま、入会の上、セミナーを聴講ください！

今回のセミナーは、「**自社を紐解く！会社法・労働法の基礎知識と活用法**」と題する小冊子をプレゼント。経営者、管理職、従業員、それぞれの立場で知っておくべき知識とその活用場面についてまとめ、みなさまにお伝えいたします。現場と日常が変わる！その一助となるべく、入魂の1時間半。ぜひ聴講あれ！

特典1 「自社を紐解く！会社法・労働法の基礎知識と活用法」冊子プレゼント

特典2 セミナー終了後より1か月間
労務に関する個別相談無料
(1人1回1時間に限り)



「経営者」「管理職」「従業員」の視点で読み解く
「会社のことがよくわかる！いまさら聞けない
会社法・労働法の紐解き・活用セミナー」

「いまさら聞けない、知らないと困る、知って得する「中小零細企業が知っておくべき知識」を得られます。経営者目線で組織運営や利益率向上など、気になる情報を盛り込みます。会員のみみなさまが充実したワークライフを実施し、地域を元気にする一助となるセミナーです。」

先着
30名

最小催行
人数5名

参加
無料

開催日時 2024 9/11 [水] 13:30~15:00
(受付13:00~)

参加資格 会員・登録家族

会場 新博多町交流センター2Fホール
中津市1524番地

講師 豊前総合法律事務所
代表弁護士 西村 幸太郎
(福岡県弁護士会所属/登録番号48839)



西村弁護士

申込方法 2024 8/1 [木]~

電話にてオー・サービス ☎0979-23-7121へお申しください。
お申込の際には①会員番号②会員氏名③参加者氏名④日中
(平日8:30~17:00)連絡のとれる電話番号をお伝えください。

申込締切 2024 9/6 [金] 17:00

※但し限定人数に達し次第受付終了といたします。



勉強会情報

令和6年9月22日 第2回整骨院有志勉強会 @みやざき整骨院

整骨院の先生は、市民の健康に寄与し、多忙な現代のビジネスマンのパフォーマンスを最大化させ、ひいては人生の質の向上に大きく貢献する、大変すばらしいお仕事に取り組まれています。そんな先生方のサポートができることは、お客様の成果を通じて社会貢献をする私たち土業の喜びでもあります。

盛況に終わりました整骨院の先生との有志勉強会の第2弾を開催。企画をいただいているのはみやざき整骨院の宮崎遼先生です。今回は、先生方が最も興味がおありであろう、賠償の対象になる施術費、ならない施術費、その境界について、法的な考え方を整理していきました。今回は、お客様との雑談のネタとして知っておくと便利な、交通事故の初動対応、保険の知識、「物件事故」と「人身事故」の違い、交通事故事件のノーマル・ストーリーなどなど、特に健康保険で交通事故の際の施術を取り扱っている先生方にはお役に立てるであろう話題をさまざま用意してお話しする予定です。

ご興味おありの方は、ぜひお声がけください。保険代理店様など、関連する業界の方も参加しております。

場所：みやざき整骨院（福岡県行橋市道成寺1336-25）、時間：15：30～。勉強会後は懇親会も用意されておりますので、みなさんで懇親を深めて参りましょう。

*その他、近い日程のものと、**保険代理店の有志の勉強会**でお話しする予定などがあります。

SNSで発信しています！ぜひご覧ください！

少人数ながら、スタッフの意見も取り入れ、弊所では少し前から、部署わけにチャレンジしています。

受任した事件を解決に導く「**実践貢献チーム**」。セミナーなど生涯の学びを支援する法教育を実践する「**生涯学習支援チーム**」。バックオフィス全般に取り組み最高峰の地域密着型事務所を実現させるための経営管理部門たる「**環境創造チーム**」（**創夢部**…一般でいう総務部）。営業や広報などを中心とした「**未来創造チーム**」。秘書制度。などなど。

また、BNI活動を外部営業組織と位置付けて取り組んでみるなど、新しい試みもいろいろと行っており、発展途上です（そのため、今後、部署わけのマイナーチェンジは行われるかもしれません。）。

そのなかでも、**未来創造チーム**では、広報活動にも力を入れ、頻繁な**SNS発信業務**にも力を入れています。スタッフのコメントもご一読いただけますと嬉しいです。

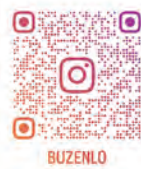
【スタッフからひとこと】（西村愛）

開所から早8年、多くの方々にご縁をいただけてまいりました。それでも、まだまだ弊所は皆様のお役に立てることが多くございます。

そこでSNSでは、セミナーのお知らせから弁護士の知られざる一面まで、幅広く弊所の魅力をお伝えしております。

また、企業様のご支援と共に、弊所の注力分野の一つである**終活**に関する発信についても、多くのご反響をいただいております。終活は、**今をよりよく生きるための活動**です。親御様の終活が気になっておられる社員様にご活用いただき、家族の幸せをさらに深めることで、より充実したお気持ちでお仕事に臨んでいただけるのではないのでしょうか。

右記のQRコードより、弊所をフォローしていただけますと、大変励みになります。



豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元：豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊19-14スペースI
TEL：0979-53-9106
FAX：0979-53-9107

